

「新「年」金」の期待

明けましておめでとうございます。昨年はいろいろな事がありましたが、今年は皆様に幸多き年でありますようお祈りいたします。

昨年は企業年金にとって目まぐるしい動きがあった年でした。

1月 確定拠出年金の企業型年金で長年の課題であった加入者が掛金拠出できるマッチング拠出が施行され、併せて個人型年金が10周年を迎え、自助努力の年が本格的に始まった年といえましょう。昨年末の衆議院選挙で自民党が圧勝し政権交代を果たしましたが、その自民党の政権公約にも「自助」、「自立」が盛り込まれています。この流れは今後も続くことでしょう。

2月 A I J 投資顧問の年金消失事件が明らかになり、厚生年金基金や確定給付企業年金に大きな影響を与えました。特に厚生年金基金についてはこの事件に留まらず、その財政状態の悪化が注目されることとなり、その後の存続・廃止論につながりました。

3月 企業年金の中でも最も普及していた適格退職年金が廃止されました。廃止まで10年の経過期間がありましたが、企業年金に移行できたのは約3割と、課題を残した廃止措置でした。

4月 民主党の作業部会で将来的に厚生年金基金制度を廃止するとしうえで、財政難に陥った基金の構成企業には公的資金を投入せず、金融支援で対応していくことを柱とした中間報告案が作成されました。厚生労働省は「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」の第1回目を開催し、厚生年金基金の議論が始まりました。

5月 「退職給付に関する会計基準」と「退職給付に関する会計基準の適用指針」が公表され、貸借対照表に未計上の未認識債務の即時認識の改正や退職給付債務等の計算における退職給付見込額の期間帰属方法の見直しや割引率の設定方法が見直されました。確定拠出年金の制度拡充を図ろうとする成長ファイナンス推進会議の中間報告も公表されました。

6月 自民党もA I J 投資顧問による年金消失問題を受けて厚生年金基金の制度改革案をまとめました。積立不足の状況で解散を可能とする「あるだけ解散」を許容し、公的資金の充当も盛り込んだ改革案となっています。

7月 「厚生年金基金等に関する資産運用・財政運営に関する有識者会議」の最終報告が開示され、この議論を踏まえ、厚生年金基金等の資産運用規制やA I J 投資顧問への投資損失額の掛金対応、給付減額基準の明確化を図る財政運営基準等の一部見直しのパブリックコメントが募集されました。また、確定拠出年金法施行令が改正

され、「企業型年金加入者の資格喪失年齢の引き上げ」と「脱退一時金の支給要件の緩和」が平成 26 年 1 月 1 日から施行されることとなりました。日本再生戦略原案も公表され、2015 年度までに 17,000 社、マッチング拠出導入企業割合の引き上げとして 10%という目標を掲げていましたが、現在の導入状況だと、既に実現している可能性もあります。

8 月 長野県の建設会社が厚生年金基金の財政悪化を理由に厚生年金基金からの脱退を求めて争った訴訟で、長野地裁が加入企業の脱退を認める判決を出しました。今までも厚生年金基金の脱退を巡る訴訟はありましたが、和解に落ち着いていることもあり、裁判所が判決を下したという点では今回が初めてのケースであるため、注目されました。また、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律が成立し、老齢厚生年金の給開始年齢が段階的に引き上げられ 60 歳から支給されなくなることに対応するため、平成 25 年 4 月から希望者全員の 65 歳まで継続雇用が義務付けられます。企業年金の給付設計も今後は高年齢雇用に対応する改革が予想されます。

9 月 東京電力の確定給付企業年金受給者の給付減額を厚生労働省が認可したとの報道がありました。「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて」が改定され、給付減額基準の明確化を図る財政運営基準等の一部見直しも正式に実施されることとなりました。そして、金融庁より AIJ 投資顧問の事案を踏まえた資産運用に係る規制・監督等の見直し案に係るパブリックコメントが募集されました。先に示した退職給付に関する会計基準」と「運用指針」を踏まえ、日本年金数理人会と日本アクチュアリー会が合同で「退職給付会計に関する数理実務基準」を改定し、新たに「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」の案を策定しました。今回の国際会計基準（IFRS）とのコンバージェンスを意図し、退職給付見込額の期間帰属方法や 4 つのアプローチからなる割引率の設定方法について記載しています。

10 月 社会保障審議会年金部会の下に「厚生年金基金に関する専門委員会」が設置されました。金融庁より AIJ 投資顧問の事案を踏まえた資産運用に係る規制・監督等の見直し案に係るパブリックコメントの結果が公表され、金融商品取引業等に関する内閣府令等の改正案も公表されました。また、英国では職域年金への自動加入制度が始まっています。

11 月 専門委員会の初回会合が開催され、「厚生年金基金制度改革試案」が公表されました。改革試案には、法施行から 10 年で厚生年金基金を段階的に縮小し廃止、他企業年金への移行促進、代行返還額算定方法の見直し等による減額、特例解散時の連帯債務廃止、厚生年金保険料で最終損失の穴埋めなどが盛り込まれており、賛同できないという声もありますが、一方で「運用実績を指標とし単年度のマイナスを許容して累積で元本を保証するキャッシュバランスプラン」や、「企業単位で資産運用委員会を設置し、当該委員会を通じて加入者等に運用商品の選択肢を提示し、投資教育は行わなくてもよいとする集団運用型 DC」が提唱されたことは、今後の新しい年金のきっかけになるのではと思います。

12 月 専門委員会が継続して開催され、厚生年金基金の関係団体からのヒアリングも実施されました。また、先に示した日本年金数理人会と日本アクチュアリー会の「退職給付会計に関する数理実務基準」と「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」も確定しました。

今年もこれらにさらなる動きが加算されていくことでしょう。新たな退職給付会計基準はこれから本格的に実施されることになるでしょうし、確定拠出年金やマッチング拠出の導入も更に進められていくのではと思います。

高年齢雇用に対応する退職給付制度の改革の動きも活発になることでしょう。「厚生年金基金に関する専門委員会」も1月にも開催される予定で、いずれ厚生年金基金制度改革の最終案がまとめられ、通常国会に関連法案を提出して審議される予定です。政権も交代したことで一律に厚生年金基金を廃止する案も見直される方向のようで、受給権の保護ならぬ反故にならないように、慎重に厚生年金基金制度の存続または廃止、代行割れの厚生年金基金に解散を促すための支援策等を決めていただきたいと思います。そのうえで、中小企業も利用しやすい新たなハイブリッドプランなど「新「年」金」にも期待したいですね。

以 上

〈著者プロフィール〉

中林 宏信 氏

年金数理人、社団法人日本アクチュアリー会正会員、トータル・ライフ・コンサルタント（生保協会認定FP）日本商工会議所認定1級DCプランナー、確定拠出年金普及協会認定DCアドバイザー等。

日本年金数理人会、日本アクチュアリー会、厚生年金基金連合会（現企業年金連合会）、生命保険協会等の各委員会の委員・委員長を歴任、厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金、確定拠出年金等の年金財政・コンサルティング、退職給付会計の算定・検証・コンサルティングを中心に活動。

生命保険計理・商品分野や収益・リスク管理分野、資産運用分野にも詳しく、講演・執筆活動も多数。